

『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記1及び2の臨時的な取扱いとすること、また、育児休業手当金の延長の取扱いについて下記3に該当する場合は追加されました。

記

1 小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の家族療養費の支給対象について

本来、支給対象は9歳未満の小児とされていますが、2020年2月25日から同年4月末までに9歳となる者が保険医の診療及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を2020年4月末までに受けた場合は、家族療養費の支給対象とすることとしました。

2 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の再同意について

前回交付の同意書に基づく支給可能な期間の最終日が2020年2月25日から同年4月末までである場合において、支給可能な期間を超えた日から2020年4月末までの期間に受けた施術については、引き続き療養費の支給対象となる期間と認めることとしました。

また、さらに引き続き施術の必要がある場合は、遅くとも2020年4月末までに医師の診察を受け、同意書（当該診療日以降の交付年月日であるもの）の交付を受けることとしました。

3 育児休業手当金の延長の取扱いについて

次の2つに該当する場合は、1歳6か月（1歳6か月時点でいずれかに該当する場合は2歳）に達する日まで支給期間が延長されます。

- (1) 育児休業を終えて職場復帰をしようとしていた組合員が、当該育児休業の対象の子が感染者、感染が疑われる者等に該当すること（保育所等の利用が一時休止した場合を含む）により職場復帰ができず引き続き育児休業を取らざるを得なかった場合。
- (2) 育児休業を取得したことのある組合員が当該育児休業終了後、当該育児休業の対象の子が感染者、感染が疑われる者等に該当すること（保育所等の利用が一時休止した場合を含む）により、当該子について保育が実施されず、再度同一の子について育児休業を取得する場合。

※ いずれの場合も育児休業手当金は、最長で子が2歳に達するまでの支給であることに変わりはありません。